

第 4846 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 1日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 家事費と必要経費

Q：私は今年から個人事業を始めました。いわゆる家事費と必要経費が混じっているような場合は、どのように処理をしたらいいのですか？

A：次のようなことを参考にしてください。

【解説】

個人事業者の場合、自宅と事業所が同じということも多く、支払った費用が必要経費になるのか家事費になるのか判断に迷うことがあります。また、費用のうち全部は必要経費にならないけど一部は必要経費になるということもあるでしょう。そんなときの取り扱いを次にまとめてみます。

①必要経費になる場合

家事費と必要経費が混然としている場合は、事業に使っている部分の面積割合とか、使用割合、使用頻度など合理的と思われる方法で家事費と事業部分の費用を分けることによって、その事業部分の費用を必要経費とすることができます。

②必要経費にならない場合

家事費と事業部分の区分ができないものは、原則として、必要経費にはできません。

家事費と必要経費を区分する合理的な方法というものは、特に定められているわけではありません。できるだけ事業部分が多くなるような方法で区分すれば必要経費となる金額は多くなります。ただし、区分した根拠は説明できるように資料などを残しておく必要があります。

